

「新美祢市病院改革プラン」一部改訂一覧表

○3 美祢市立2病院の現状と問題点

【改定前】 P6

(1) 基本機能

	美祢市立病院	美祢市立美東病院
病床数	145 床 一般病床 96 床 (うち地域包括ケア病床 10 床) 療養病床 49 床	100 床 一般病床 60 床 (うち地域包括ケア病床 8 床) 療養病床 40 床 (うち介護療養型病床 6 床)
医師数	7 名	6 名
看護配置	一般病床 10 : 1 療養病床 25 : 1	一般病床 10 : 1 療養病床 20 : 1
指定病院	救急告示、病院群輪番制	救急告示

【改定後】 P6

(1) 基本機能 (平成30年4月1日現在)

	美祢市立病院	美祢市立美東病院
病床数	142 床 一般病床 93 床 (うち地域包括ケア病床 15 床) 療養病床 49 床	100 床 一般病床 60 床 (うち地域包括ケア病床 8 床) 療養病床 40 床 (うち介護療養型病床 6 床)
医師数	7 名	6 名
看護配置	一般病床 10 : 1 療養病床 25 : 1	一般病床 10 : 1 療養病床 20 : 1
指定病院	救急告示、病院群輪番制	救急告示

○4 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

【改定前】 P11

(2) 美祢市立2病院の果たすべき役割

① 美祢市の医療需要に対応するに当たっての基本的な考え方

- (略)
- 一方、美祢市の視点からいえば、一般病床・療養病床を持つのは市立2病院のみであることから、限られた医療資源の中で市民に必要な医療を効率的に提供をすることが必要となります。

【改定後】 P11

(2) 美祢市立2病院の果たすべき役割

① 美祢市の医療需要に対応するに当たっての基本的な考え方

- (略)
- 一方、美祢市の視点からいえば、一般病床・療養病床を持つのは市立2病院のみであることから、**アクセスの良い身近な病院として、急性期・回復期・慢性期医療の提供や、在宅医療の支援等多様な機能を担うことによって、美祢市の医療需要に柔軟に対応することが必要となります。**

○4 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

【改定前】 P12

(2) 美祢市立2病院の果たすべき役割

② 医療需要毎の役割

【急性期・回復期の需要に対する役割】

- (略)
- (略)
- さらに、高齢者の医療需要が高まる中、市外医療機関の入院患者を含め、急性期を脱した入院患者の在宅復帰支援の役割を担っていくため、回復期機能としての地域包括ケア病床※の割合を高めていきます。

なお、これには、施設基準上、人的配置面・施設面での要件があり、診療報酬改定の動向を注視しながら、実施していきます。

【慢性期の需要に対する役割】

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

③ 外来診療・入院診療・在宅医療の視点での役割の整理

上記を踏まえて、外来診療・入院診療・在宅医療の視点で、市立2病院の役割を整理すると次のようになります。

[初期診療による振り分け後患者の状態に応じた医療を提供する役割]

- ・ すべての来院患者を初期診療する。
- ・ 市立2病院で治療できる場合は継続診療(急性期・回復期・慢性期)する。
- ・ 専門治療を必要とする場合は、その機能を持つ病院へ紹介する。

[在宅への復帰を支援する役割]

市外の病院で急性期を脱した患者についても、在宅に戻れるまで入院治療(回復期・慢性期)を提供する。

[在宅での療養を支援する役割]

退院後の在宅患者が安心して生活できるように、訪問診療・訪問看護を提供する。

[救急医療を提供する役割]

開業医と連携しつつ、可能な限り救急医療を提供する。

※地域包括ケア病床

急性期治療を経過した患者や、急に容態が悪くなった在宅患者を受け入れて在宅復帰支援を行う機能を有する「地域包括支援システムを支える役割を担う病床」

【改定後】 P12

(2) 美祢市立2病院の果たすべき役割

② 医療需要毎の役割

【急性期・回復期の需要に対する役割】

- (略)
- (略)
- さらに、高齢者の医療需要が高まる中、地域包括ケア病床[※]の割合を高めていきます。

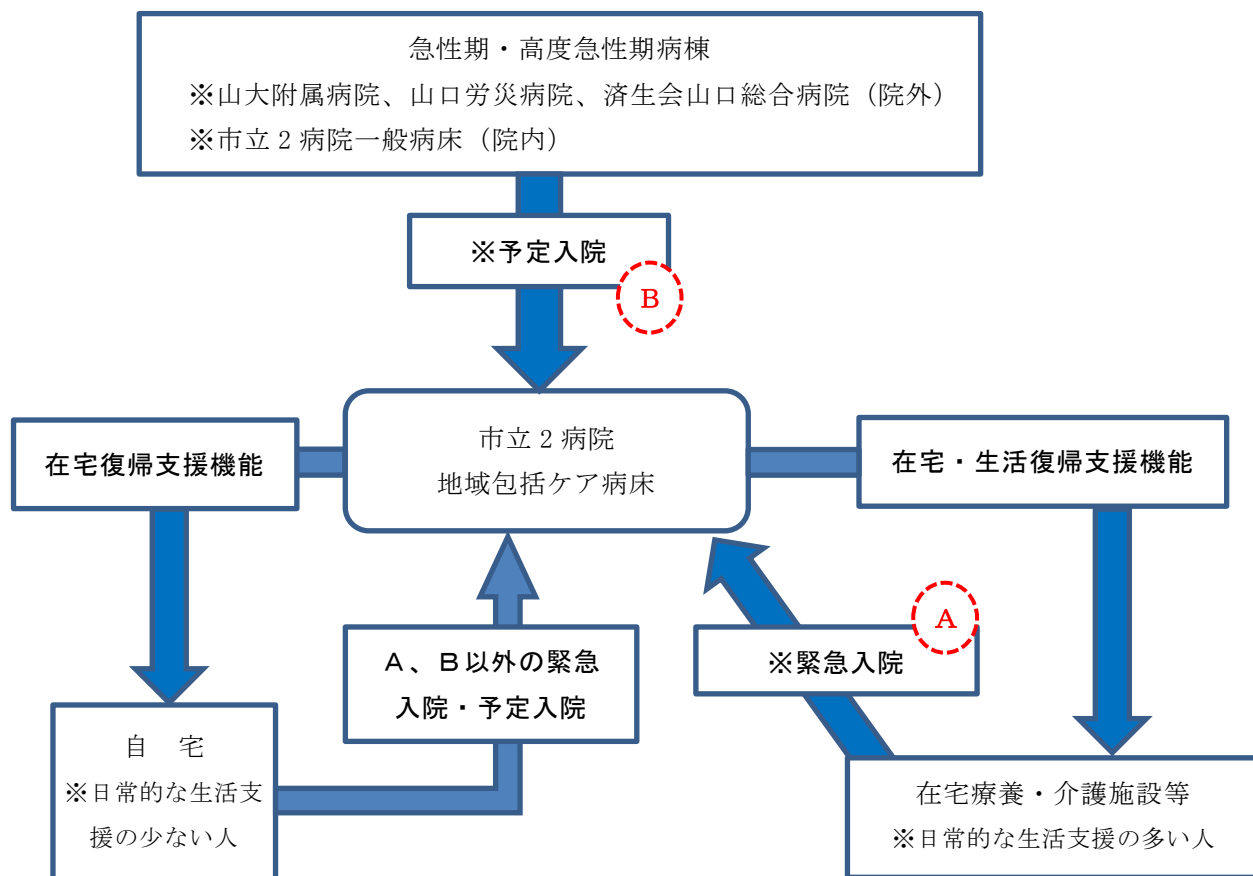
市立病院においては、平成30年4月1日現在、一般病床のうち地域包括ケア病床を10床から15床に増やしたところですが、さらに平成30年度中に52床まで増やすことを目標としています。

美東病院においては、平成30年度中に8床から12床に増やす予定です。

※地域包括ケア病床

主として、急に容態が悪くなった在宅患者(A)や、急性期治療を経過した患者(B)を受け入れて在宅復帰支援を行う機能を有する「地域包括ケアシステムを支える役割を担う病床」。

通常の一般病床より長い入院期間(最長60日)を想定し、必要に応じてリハビリテーションを実施する。地域包括ケア病床を取り巻く流れ(イメージ図)は下記の通り。



【慢性期の需要に対する役割】

- (略)
- (略)

- (略)
- (略)

③ 外来診療・入院診療・在宅医療の視点での役割の整理

上記を踏まえて、外来診療・入院診療・在宅医療の視点で、市立2病院の役割を整理すると次のようになります。

[初期診療による振り分け後患者の状態に応じた医療を提供する役割]

- ・ すべての来院患者を初期診療する。
- ・ 市立2病院で治療できる場合は継続診療(急性期・回復期・慢性期)する。
- ・ 専門治療を必要とする場合は、その機能を持つ病院へ紹介する。

[在宅への復帰を支援する役割]

急に容態が悪くなった在宅患者や市外の病院で急性期を脱した患者について、在宅に戻れるまで入院治療(急性期・回復期・慢性期)を提供する。

[在宅での療養を支援する役割]

退院後の在宅患者が安心して生活できるように、訪問診療・訪問看護(慢性期)を提供する。

[救急医療を提供する役割]

開業医と連携しつつ、可能な限り救急医療を提供する(急性期)。

○4 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

【改定前】 P13

(2) 美祢市立2病院の果たすべき役割

- (略)
- 今後、地域包括ケアシステム構築に向けて市立2病院が果たすべき役割としてさらに充実が求められるのは、市民が、自宅、介護施設その他どこに暮らしていても必要な医療を確実に提供することであり、具体的には次のことです。

【改定後】 P14

(2) 美祢市立2病院の果たすべき役割

- (略)
- 今後、地域包括ケアシステム構築に向けて市立2病院が果たすべき役割としてさらに充実が求められるのは、市民が、自宅、介護施設その他どこに暮らしていても必要な医療を確実に提供することであり、具体的には次のことです。**前述の地域包括ケア病床の拡充は、このことに大きく貢献するものと考えています。**

○6 経営の効率化

【改定前】 P19

(4) 基本方針の実施に際してのボトルネック

- 患者数を増やすにあたっては、医師の負担が許容できる範囲でなくては継続できません。
負担が過重となる場合には、他の医療機関への紹介を増やすことで対応せざるを得ないこととなります。

【改定後】 P19

(4) 基本方針の実施に際してのボトルネック

- 患者数を増やすにあたっては、**医師をはじめとする医療スタッフ**の負担が許容できる範囲でなくては継続できません。
負担が過重となる場合には、**医療スタッフの確保ができない限り**他の医療機関への紹介を増やすことで対応せざるを得ないこととなります。
- **医療スタッフの中では、医師以外にも看護師の確保が全国的に非常に困難となっています。**
美祢市では、本市の地域医療を看護という立場から支える人材を育成するために、「美祢市看護師奨学金貸付制度」を創設し、地域医療を担う人材育成に取り組んでおり、平成30年度からはその対象を准看護師まで拡充し、引き続き人材育成・確保に取り組んでいます。